

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和7年第1回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん 本日の会議に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。本定例会は、令和7年度当初予算を審議する議会であります。本日までに提出された案件は、令和7年度の一般会計予算をはじめ国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業会計及び土地区画整理事業の予算5件、条例11件、合計16件の議案と報告1件、陳情5件が予定されております。また追加議案として後日、令和6年度一般会計補正予算及び各特別会計5件の補正予算が提出されることになっております。会期日程及び議案等の取扱いについては、去る2月20日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査及び調査の報告がなされますようお願いいたします。

あらかじめ、町長をはじめ執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には、特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合には、その理由を明らかにするなど、ご留意いただきたいと思います。

次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願いいたします。

終わりに、議員各位におかれても、議案審議がスムーズに行われるよう、また、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げ開会のご挨拶といたします。

すみません。陳情5件を3件に修正いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元の会議システムに保存しておりますので、ご確認ください。

## 日程第1. 議席の一部変更

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 議席の一部変更を行います。会議規則第4条第3項の規定に基づき、議長において議席の一部変更を行います。変更した議席は、会議システムに保存のとおりです。議席番号及

び氏名を職員より朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長 新垣圭一君 それでは議席の指定結果を申し上げます。配置図の資料をご覧ください。今回議席の配置見直しにより、これまでの議席番号3番席と4番席を使用しないこととなっております。変更した議席の指定結果につきましては、3番 當眞嗣春議員の席を7番席の右隣へ変更、4番 西銘多紀子議員の席をこれまでの5番席へ変更、5番 伊佐園恵議員の席をこれまでの6番席へ変更、6番 大城雅史議員の席を12番席の左隣へ変更します。議席の指定結果につきましては、以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更いたします。

## 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城雅史議員、7番 岡崎 晋議員を指名します。

## 日程第3. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの25日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、会期は25日間と決定しました。なお、会期日程についても、会議システムに保存しておりますので、ご確認ください。

## 日程第4. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議長諸般の報告を行います。令和6年第4回定例会から今日までの諸般を報告します。主な事業につきまして報告します。令和7年南風原町新年宴会及び叙勲受章者祝賀会が1月7日に開催され、地方自治功労者として、令和6年秋の叙勲に元町議会議員、宮城寛諱氏、令和6年高齢者叙勲に元町議会議員、知念政賀氏、お二人が受章報告がございました。そのほかの事業につきましては、事業名、日時、開催場所について日付順に記載しておりますので、各自お目通しください。

次に、南部地区市町村議会議長会定例総会が令和7年1月9日に、沖縄県町村議会議長会第54回定期総会が令和7年2月19日にそれぞれ開催され、今回の令和7年度事業計画及び一般会計予算について全会一致で承認されました。

次に、本日までに受理した令和6年受付の陳情第21号から令和7年受付の陳情第3号及び第4号をお手元に配付したとおり両常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。内容については、議員各位でご一読くださいるようお願いします。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、南部広域市町村圏事務組合、南部広域行政組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合等の議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月現金出納検査結果の令和6年11月、12月、令和7年1月分の報告書及び令和6年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告書が提出されております。

また、教育委員会から、令和5年度教育事務点検評価報告書が提出されておりますので、各自お目通しください。以上をもって諸般の報告といたします。

## 日程第5. 町長の町政一般報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。令和7年第1回南風原町議会定例会町政一般報告を行います。初めに総務部総務課関係について申し上げます。12月14日に黄金森公園陸上競技場において、「第22回ちゅら島環境美化町内一斎清掃」を開催しました。町内外から町民をはじめ各種事業所、少年野球チームや親子連れなど447名の参加があり、黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行いました。1月7日に中央公民館黄金ホールにおいて町新年宴会を行い、1部と2部を合わせて383名の参加がありました。2部では、令和6年中に叙勲受章された5名の受章者祝賀会も行い、その栄誉を祝福しました。1月14日に中央公民館において総合防災訓練を実施しました。避難所及びボランティアセンター設置訓練等に加え、東部消防職員によるAED講習や南部水道職員による給水訓練、自衛隊による炊き出し訓練も行われ、地域・関係者184名の参加がありました。今後も定期的に訓練を行い、防災意識の向上に努めてまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を外部委員で構成される同審議会からの答申を受け、2月に同計画を策定しました。今後は、同計画に基づき自治体DXを推進し、町民サービスのさらなる向上と業務効率化に努めてまいります。2月5日に企業版ふるさと納税として、株式会社沖縄計測様より寄附がありました。本町の住みよいまちづくりに活用してまいります。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。1月22日に浦添市内で沖縄県赤十字大会が開催され、本町赤十字奉仕団員4名が赤十字事業への貢献により受賞されました。令和7年4月の入園・入所の申込者は、2月末時点で保育所等2,009名、放課後児童クラブ1,168名となっています。2月末現在の住民税非課税世帯への給付は3万円給付が3,054世帯、9,162万円、こども加算2万円給付が483世帯、2,022万円で、対象世帯の94%となっています。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。2月3日に中央公民館黄金ホールにおいて、「広げてつなごう支え合いの輪～地域のお宝発表会」を開催し、43名の参加がありました。高齢者ニーズが多様化する中、地域での支え合いの重要性についての講演や、「北丘ハイツ 結の会」、「兼平橋河川愛護会」、「老人クラブ女性部」が各地域で行っている支え合いの活動の事例発表や表彰を行いました。2月13日に中央公民館黄金ホールにおいて、「障がい者虐待防止研修会」を開催し、町内の障がい者福祉事業所等職員、約50名の参加がありました。実例を交えた内容で、ためになつた等、参加者からの声がありました。2月26日に「令和6年度手話奉仕員養成講座（入門編）修了式」を行い、5名の方に修了書を授与しました。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。2月6日に南風原町地域公共交通会議を開催し、今年度から実施しているA1オンデマンド交通について、実績報告及び次年度の事業計画について協議を行い、承認を得ました。引き続き利便性の高い持続可能な公共交通を目指して取り組んでまいります。2月3日・13日に南風原南インターチェンジ周辺地区、津嘉山エリアの土地利用の転換に向け、地権者説明会を開催しました。今後、上位計画で掲げた新規産業エリアの実現に向け、事業手法について検討を行ってまいります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。2月1日・2日、イオン南風原ショッピングセンターにおいて「ルンルン!!はねばるフェスタ」が開催されました。

た。会場では、南風原町地域ブランド認定商品「はえる良品」認定証授与式や町特産品の展示、販売が行われ、多くの方々の来場がありました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。2月4日に「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教育事務点検評価審議会より答申を受けました。今議会定例会に報告書を提出しておりますので、お目通しください。2月20日に本町育英会への寄附金として、有限会社アカミネ様より寄附がございました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。1月8日に南風原町総合教育会議を行い、「令和7年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書」や教育環境等について協議をしました。1月13日から31日まで、黄金森公園陸上競技場において、名古屋グランパス春季キャンプが行われました。キャンプ期間中には、子どもたちを中心に様々な連携事業が行われ、多くの町民が名古屋グランパスに関わる機会を創出することができました。2月11日から20日まで、黄金森公園野球場において女子ソフトボールチームHONDAリヴェルタの強化合宿が行われ、期間中には子どもたちを対象にソフトボール教室を開催し、町民との交流を図りました。今後ともスポーツキャンプを誘致するとともに町民との交流事業を実施してまいります。

次に、学校教育課関係について申し上げます。1月19日の「教育の日」に町立幼稚園、小中学校において学力向上推進の一環として「学校公開による授業参観」を開催しました。午後には中央公民館黄金ホールにおいて教育長表彰を行い、家庭学習に取り組んだ児童・生徒158名を激励しました。2月17日に中央公民館黄金ホールにおいて関係者や地域の方々を対象に「コミュニティ・スクール説明会」を開催しました。地域との連携・協働により、子どもたちの成長を支える学校づくりを目指してまいります。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。12月18日に中央公民館研修室において、国際交流事後研修報告会が行われました。カナダでの本研修及びホームステイやミドルスクール交流、カナダ県人会との交流などを通じて、団員から「この経験を機にカナダに住みたい」や「いろいろな国に沖縄の文化を伝えていきたい」などの感想がありました。1月12日に中央公民館黄金ホールにおいて、「はたちの集い」が開催され、約320名の参加がありました。式辞・祝辞を受け、代表者2名が新成人メッセージとして親への感謝や、社会人としての決意を述べました。久しぶりの再会で、写真撮影や談笑するなど和やかな集いとなりました。1

月17日に中央公民館黄金ホールにおいて、南風原町地域学校協働本部事業（学校応援隊はえる）のボランティア懇親会が開催され、地域ボランティアや学校・町関係者130名余が参加しました。参加者からは「先生方との懇親ができたよかったです」や「子どもたちのビデオメッセージが励みになった」などの声が挙がっていました。1月18日に文化センターにおいて、第32回新春演芸会「ガムランの響き」を開催しました。約70名の来館者はユネスコ無形文化遺産にも登録されているインドネシアの音楽や踊りを堪能し、「直接鑑賞できたので楽しかった」などの感想がありました。2月1日・2日に中央公民館において「第45回生涯学習・公民館まつり」を開催しました。3自治会による自治公民館活動実践発表会や舞台発表、中央公民館サークルによる舞台発表や作品展示等が行われ、今後の活動及びネットワークの充実・発展につながりました。

以上を申し上げ、令和7年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。なお公共工事等に関する行政報告書を別途送付しております。後ほどお目通しください。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

## 日程第6. 町長の施政方針

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 町長の施政方針を行います。町長より施政方針の申出がありましたので、これを許します。休憩します。

休憩（午前10時19分）

再開（午前10時19分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さん、おはようございます。令和7年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、私は就任以来、未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに掲げ、南風原町総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現と、町民皆様との約束である7つの政策に全力で取り組んでまいりました。今後も、平和・教育・文化・福祉・子育て支援等の様々な分野において、町民皆様の声に耳を傾けながら、共に歩んでいく姿勢で取り組んでまいります。

昨今の社会情勢を鑑みると、急速な物価高騰が町民生活や地域経済に影響を及ぼしております。このため、

引き続き町民や事業者の支援に全力で取り組む所存です。

また、物価高騰に加えて人件費の大幅な増加が、町財政に大きな影響を与えています。そのため、町民皆様との約束である町民体育館の建設スケジュールを見直す決断をいたしました。これは、町民体育館が単なる建設にとどまらず、長期的に持続可能で地域に根ざした施設となることを目指すためでございます。町民体育館は、地域交流や健康促進の場として重要な役割を果たすことが期待されており、今後も町民皆様と意見交換を重ね、実現に向けて全力で取り組んでいく所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

全国的に自然災害が頻発しており、昨年11月には、本島北部地区で集中豪雨による甚大な被害が発生しました。本町でも予測できない災害から町民皆様の生命や財産を守るため防災力を強化し、災害対策にしっかりと取り組んでまいります。

今年、本町は町制施行45周年を迎えます。これまでの行政運営に対し、町民皆様並びに議員各位のご理解、ご協力に心から感謝を申し上げます。全国的な人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、自治体DXの推進など、社会情勢が大きく変化しています。本町においても、将来を見据えた施策に取り組み、「住みたい」「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っていただけるような魅力あるまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和7年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 第五次南風原町総合計画は、今年度で9年目を迎えます。これまでの施策について評価と検証を行い、次期総合計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

私たちが目指す総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向けて、様々な施策を展開していきます。

基本理念の「平和」、「自立」、「共生」について、町民平和の日を中心に「平和」の尊さを願う町民の心を国内外に発信し、平和なまちづくりを目指します。また、新たな時代の中で「自立」した多様な人々が育ち集う地域力のあるまちづくりを進め、自然との調和や人と人のつながりを大切にした「共生」のまちづくりを目指します。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 町民に必要な情報を迅速かつ確実に届けるため、町広報誌、ホームページ、SNSなど多様な媒体を効果的に活用し、行政情報の発信に努めます。

町民との双方向コミュニケーションを促進するため、まちメール、町政提案箱、行政懇談会に加え、各種委員会への公募委員の積極的な登用、パブリックコメント制度の活用など、様々な意見交換の機会を設けます。これらの取組を通じて、町民の町政への参画を促し、町民の声を町政に反映させるよう努めます。

また、地域住民の交流や活動の拠点となっている「兼本ハイツ集会所建設事業」への整備補助を行い、地域コミュニティーの活性化を支援します。

きらきらと輝く人が育つまちについて 家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人を育てます。また、人と人のつながりを大切にし、より大きな力を発揮できる環境を整えるために、家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

学校教育においては、令和6年度から令和7年度にかけて、各小中学校に学校運営協議会を設置し、地域との連携・協働により「地域とともににある学校」への転換を図ります。また、児童・生徒の基礎学力の定着を進めるとともに、全ての教科の基礎となる「読み解く力」の強化にも取り組み、「確かな学力」向上を目指します。

町内の小中学校ではICTを活用し、分かりやすい授業づくりや子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組みます。また、登校に不安や悩みを抱える児童・生徒に対して、関係機関と連携し、一体となった支援を行います。さらに、町立幼稚園において教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」への移行や、3歳児の受け入れについて具体的な検討を進めます。

学校給食については、物価高騰の影響により学校給食費を改定しますが、改定分を支援するとともに、引き続き栄養バランスの取れた給食を提供します。また、児童・生徒の健康保持と増進を図るために、栄養士による食に関する授業や食育講話を実施し、食に対する正しい理解を促進します。さらに、安定的な供給体制を確立するために調理業務等を民間委託し、引き続き安全で安心な学校給食の提供に努めます。

教育施設については、昨年度に引き続き小中学校体育館のLED照明への切り替えを行い、環境改善や温室効果ガスの削減、コスト削減に努めます。

生涯学習を推進するために、中央公民館や文化センターを拠点として、多くの町民の学び・体験・交流ができる機会の拡充を図ります。また、魅力ある図書館を目指し、電子図書や地域資料等の整備・充実を進め、地域と学校が連携・協働できるよう地域学校協働本部（学校応援隊はえばる等）の活用を図ります。

平和学習や交流・観光関連事業については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用や、子ども平和学習交流事業による小学生の派遣、青少年国際交流による中学生のハワイ州派遣を実施します。また、文化センターに収蔵されている沖縄及び南風原の歴史資料等をデータベース化し、公開・活用を進めます。

スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプ等を誘致します。また、町民に広くスポーツ活動の機会を設け、生涯スポーツや競技力向上の推進に取り組みます。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて 第3次南風原町地域福祉推進計画の基本理念である「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指します。

子ども・子育て支援については、新たな取組として、こども誰でも通園制度による乳児等通園支援事業を開始します。また、高校卒業年齢までのこども医療費助成の現物給付や、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実、妊娠出産時の経済的支援に継続して取り組んでまいります。さらに、町内の保育所等に就職した保育士に10万円を給付する就職一時金等を継続し、保育士確保に努めてまいります。宮平保育所、北丘児童館及び津嘉山児童館の防水工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。

子どもの貧困対策については、従来の拠点型居場所や若年妊娠婦支援を継続し、新たに中高生や若者を対象とした学習・就労支援を行う居場所づくりに取り組みます。

障がい者（児）・高齢者支援については、障がい者の自立支援を推進し、第6次障がい者計画に基づく各施策に引き続き取り組んでまいります。心身共に元気な高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護予防事業や認知症対策の更なる推進を図ります。また、福祉サービスの充実と権利擁護を含む相談支援体制の強化、地域包括ケアシステムの発展を図り、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが地域の一員として互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

町民の健康づくりについては、特定健診の受診率向上に努め、生活習慣病予防に重点を置いた保健活動を強化してまいります。また、一括交付金を活用した学童期における生活習慣病予防健診にも取り組みます。

国民健康保険事業の運営については、国保特別会計の赤字が続いている、令和7年度も厳しい国保財政が続くと想定されます。給付と負担のバランスを図りながら、沖縄県国民健康保険運営方針に示された市町村の役割をしっかりと担い、県と連携し安定的な運営に

取り組んでまいります。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壤改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。また、かぼちゃの増産支援としてミツバチ巣箱の設置や農業経営の安定を図るための農業者肥料購入支援事業などを実施し、農業経営基盤の強化に努めます。

さらに、町農業委員会の農地利用最適化推進委員や農業関係団体と連携し、耕作放棄地や遊休農地の解消、農地の確保・集積を進めるとともに、新規畠人支援事業補助金の給付等を通じて、新規就農者の担い手育成に取り組みます。

基幹作物であるサトウキビの振興については、病害虫対策や種苗配布、収穫機械利用経費に対する補助を通じて生産振興を図ります。

畜産振興においては、経営の安定化を目指し、畜産公害・環境保全対策事業による支援を継続するとともに、粗飼料価格高騰対策臨時支援事業や家畜伝染病予防事業などの支援にも取り組みます。

商工振興については、物価高騰対策として、町民1人当たり2,000円の商品券を配布する物価高騰生活者支援事業を実施し、生活支援及び地域産業振興を図ります。また、商品展開力強化支援事業を通じて特産品のプロモーションや販路構築、顧客基盤の形成に町商工会と連携して取り組みます。さらに、町内中小企業の経営基盤強化を図り、本町への新たな企業立地を促進・支援し、雇用拡大を推進します。

雇用促進については、女性の活躍を推進するためにデジタル教育と就労まで一貫した支援を行う、地域女性活躍推進事業を継続します。

伝統工芸産業振興については、振興計画に基づく後継者育成事業等を実施し、琉球絣・南風原花織の新規従事者の養成と若者の感性を活かした後継者育成に取り組みます。また、県内外での展示即売会や各種イベントでのPR活動についても、琉球絣事業協同組合と連携して進めてまいります。

観光振興については、町観光協会と連携し観光施策の推進・振興に努めるとともに、観光大使や「はえるん」の情報発信力を活用し、本町のPR活動を促進します。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて都市化や生活スタイルの多様化が進む中、地域における安全・安心な環境基盤づくりを、地域と協働し取り組みます。

地震や台風、大雨などの自然災害、さらには特殊詐

欺などの犯罪から町民の生命と財産を守るため、安全・安心な環境基盤の整備に関して、関係機関や地域社会と連携し、総合的な対策を講じます。

防災体制の強化については、地域防災計画に基づき、町が主体となって実施する総合防災訓練に加え、各字・自治会における自主防災組織の結成及び活動を支援し、地域防災力の向上を図るとともに、町民一人ひとりの防災意識の向上に努めます。さらに、災害発生時等において、町民に必要な情報を迅速かつ確実に発信するため、防災行政無線の機能強化を図り、町のホームページやSNSと連携することで、より効果的な情報発信に努めます。

道路事業については、引き続き町道10号線及び津嘉山中央線（2工区）の整備を進めます。また、町道16号線の交差点改良工事を実施し、渋滞緩和を図ります。さらに、町道9号線及び町道143号線の実施設計を行い、地域の交通環境を改善します。

公園事業では、引き続き津嘉山公園の整備を進め、地域住民が安心して利用できる環境を整えます。また、公園施設長寿命化計画に基づき、改築工事を行います。

河川関係については、宮平川の浚渫工事を実施し、河川の氾濫対策や水質改善に取り組みます。

津嘉山北土地区画整理事業については、本部公園線の道路築造工事及び物件補償を中心に事業を進めます。

下水道事業の污水整備については、引き続き津嘉山北土地区画整理事業区域内、JA津嘉山支店付近の集落地内及び、喜屋武・照屋地区の整備を進めます。また、雨水整備では、引き続き照屋地内、大名地内の整備を行います。

農業集落排水事業については、神里地区污水処理施設の老朽化に伴う再整備事業の採択に向けて取り組みます。また、下水道接続の普及活動を行い、水洗化率の改善に取り組みます。

土地利用関係では、南風原南インターチェンジ周辺照屋地区の土地区画整理組合設立に向けて、地権者組織の支援と、都市計画法関連手続を並行して進めます。また、津嘉山地区についても事業化を検討します。

交通計画については、総合交通戦略に基づき、生活道路や通学路における安全対策に取り組みます。また、昨年度に開始した地域公共交通モビの実証運行について、検証結果を踏まえた改善を図り、持続可能な公共交通としての取組を継続します。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住み良い住環境と循環型社会の実現に向けて、町民やNPO、企業・事業所等と連携し、ごみの減量化や資源化・再利用を促進します。また、「第3次南風原町一般廃棄

物処理基本計画」や「南風原町災害廃棄物処理計画」に基づき、様々な施策に取り組みます。

ごみの不法投棄等については、巡回パトロールを強化し、立て看板等の設置や関係機関との連携を通じて、効果的な対策を講じていきます。

次世代を担う子どもたちへの環境教育の一環として、SDGsの取組や「はえばるエコセンター」を活用した環境講座、学校との連携による環境学習支援事業を実施し、子どもたちの環境意識の高揚を図ります。

町民の生活に密接に関わる悪臭や騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携しながら生活環境の保全に努めます。

健全な行財政運営について 「第五次南風原町行政改革大綱」の「協働によるまちづくりの推進」「組織力の強化と人材育成」「健全で持続可能な行財政経営の推進」の3つの基本方針を柱に、「行政改革大綱実施計画」に定めた具体的な取組事項を推進し、行政サービスの更なる向上に努めます。また、2月に策定しました南風原町DX推進計画に基づき、行政手続の更なる利便性向上や業務の効率化を図るなど、自治体DXを推進します。

引き続き社会情勢等の状況の変化に柔軟に対応しながら、健全で持続可能な行財政運営に努めます。

予算編成について 令和7年度当初予算は、これまで申し上げました施策に重点を置き、第五次南風原町総合計画に掲げたまちづくり目標を推進するため、教育・文化・福祉・子育て支援、都市基盤の整備、産業振興、防災など多岐にわたる分野において予算編成いたしました。しかしながら、冒頭でも申し上げたとおり、社会情勢の変化、特に人件費の増加や物価高騰などが影響し、大変厳しい財政状況に直面しています。

今後も持続可能な財政基盤の確立に努め、重要な政策課題には必要な予算措置を講じ、メリハリの効いた町政運営に努めてまいります。

おわりに、以上、令和7年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べました。

予算以外の審議案件として議案11件、また、追加議案として数件提出する予定です。議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和7年3月4日、南風原町長 赤嶺正之。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前11時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

## 日程第7. 議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 それでは提案理由を説明いたします。沖縄県への国民健康保険事業費納付金の納付及び沖縄県から示された標準保険料（税）率を踏まえ、本町の国民健康保険特別会計の均衡ある財政運営を図る観点から、税率を改正し、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。

それでは概要をご説明いたしますので、議案第9号の資料をご覧ください。議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

1、本町国民健康保険特別会計の推移と今後の単年度赤字額について説明いたします。国民健康保険の都道府県単位化が開始された平成30年度以降の本町国民健康保険特別会計に係る単年度赤字額は約6,800万円から約2億9,100万円の範囲にあり、年度によってばらつきがあります。町は赤字解消計画に基づき令和元年度と令和5年度に国保税率の改正を行いました。令和7年1月の臨時会時点の今年度の赤字見込額は1億4,932万3,000円でした。そのため約1億5,000万円を今後の単年度赤字見込額としました。

2、国保税改正の内容について説明いたします。国保税改正の意図は、本町国保特会の均衡ある財政運営を図ることにあり、具体的には単年度赤字見込額の4分の1程度、3,750万円を解消することにあります。本町国保税率における所得割と平等割は、県が示す標準保険税率に到達をしています。一方、均等割は標準保険税率から約33%乖離していることから、この乖離分を解消するために今回は均等割のみを改正いたします。改正内容は、均等割を5,000円引き上げることとし、財政効果額は約3,825万円を見込んでいます。内訳は基礎課税分3,000円、後期高齢者支援分1,500円、介護納付金分500円です。医療分が3,000円掛ける被保険者が

8,200人で2,460万円、支援分が1,500円掛ける8,200人で1,230万円、介護分が500円掛ける40歳から64歳の被保険者2,700人で135万円、合計で3,825万円となります。以上が、議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 今の概要説明の中で、平成30年度以降の本町国民健康保険特別会計の単年度赤字の額が6,800万円から2億9,100万円までのかなりばらつきがあるということでした。この原因が分かりますか。それと今回の1億5,000万円の見込みの根拠を教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 大宜見洋文議員のご質疑にお答えします。まずばらつきは、県全体の国民健康保険特別会計の動向によって南風原町も左右されますので、ですから県の推移に準じて南風原町も単年度赤字が、ばらつきが生じています。以前でしたら赤字解消額の1割分を2号繰入金ということで歳入が入ってきたりとか、そういういろいろ制度があったものですからばらつきが生じていました。

2点目の原因でしたか、根拠。元々当初予算では1億2,000万円程度の単年度赤字を見込んでいました。1月まで約10か月かかると、約1億5,000万円というふうに推移しています。以上になります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 今、町民の医療費がこれだけ上がっているというわけではなくて、県全体のためにここまで上がってしまっているということでいいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。国保の被保険者数は、本町は右肩下がりなんですが、1人当たり医療費につきましては右肩上がりの傾向にあります。総医療費、金額につきましては大体横ばいの範囲内を推移しています。ただ被保険者数が減っていてという状況にあります。これは国も沖縄県も、南風原町も同じ傾向を示しています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

は、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第8. 議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 それでは議案第10号の提案理由につきましては、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため提案をいたします。

それでは、議案第10号の資料をご覧ください。概要をご説明いたします。議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要を説明いたします。

1、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度であります。

2、条例制定の背景を説明いたします。改正後の児童福祉法により、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は内閣府令で定める基準に従い、又はそれを参照するものとされていることから、内閣府令同様の条例を新たに制定いたします。

3、主な規定内容を説明いたします。（1）乳児等通園支援事業一般的な原則等に関する事。（2）非常災害対策、安全計画の策定等に関する事。（3）衛生管理等及び食事に関する事。（4）事業所内部の規定、備える帳簿及び秘密保持、苦情対応に関する事。（5）乳児等通園支援事業を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園事業に区分し、それぞれの設備の基準及び職員配置基準等に関する事。

4、実施施設は保育所、認定こども園、小規模保育事業所等になります。

5、施行日は令和7年4月1日になります。以上が、議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 本町の対象世帯数と対象児童数は分かりますか。それと、これができることによって保育園等の空き室が改善されると期待されますけれども、突然……、どう言つたらいいのかな。この制度を使う、運営するに当たって何と言うのかな、いきなりそこに対応できるのか、そういう課題とかはないのかどうか。お願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。本制度については、0歳児、1歳児、2歳児の保育園に通っていない児童が対象となりますので、それぞれ合計として407名を対象としております。

課題の部分でございますが、こちらの事業、保育所などで行う際に、やはり人材の確保、保育士の確保がまず第1点挙げられます。また受け入れした場合においては、やはりそういった乳幼児が保育所に慣れていないということから、保育所での受け入れ態勢の在り方などが課題として現場のほうからも上がっておりまます。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 4番のほうの実施施設ということで保育所など挙げていますが、具体的な、どこの保育所とかというのが分かればお答えお願いしたいと思います。ここでできなければ委員会のほうでもよろしいです。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず資料に書いてあるとおり、この事業ができる施設においては、認可保育所、小規模保育事業者、また認可外まで含めて広い対象の幅がございますが、現在のところ実施する園については、2園プラス公立のほうを今想定しております。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 2園ということでしたが、具体的な名前も、もしできればお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 この2園については、また委員会のほうで報告したいと思います。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。  
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

### 日程第9. 議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 それでは、提案理由についてご説明いたします。現下の物価高騰等を踏まえ、町立保育所の食事の質を維持するため、食事提供に要する費用の額の改正、一時預かり事業の利用者負担金の改正及び乳児等通園支援事業の開始による利用者負担金の額を規定することに伴い条例を改正する必要があるため提案をいたします。

それでは、議案第11号の資料をご覧ください。議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

1、現下の物価高騰等を踏まえ、町立保育所の食事の質を維持するため、食事提供に要する費用の額の改正で、第5条であります。表をご覧ください。主食費を改正前500円から、改正後1,100円、副食費を改正前5,500円から、改正後5,600円、合計で改正前6,000円から改正後6,700円となります。

2、一時預かり事業の利用者負担金の改正で、別表第3（第7条関係）であります。表をご覧ください。町内在住児は、1日を改正前1,500円から改正後1,900

円、午前を改正前800円から改正後1,100円、午後を改正前700円から改正後800円となります。町外在住児は、1日を改正前2,200円から改正後2,800円、午前を改正前1,200円から改正後1,600円、午後を改正前1,000円から改正後1,200円となります。

3、乳児等通園支援事業の開始による利用者負担金の額を新規に規定し、別表第5（第7条関係）であります。利用者負担金の額を1時間当たり300円に規定します。

4、施行日は令和7年4月1日になります。以上が議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

### 日程第10. 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 それでは、提案理由についてご説明いたします。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、保育連携に関する

る見直し及び経過措置の延長に伴う改正を行う必要があるため提案をいたします。

それでは、議案第12号の資料をご覧ください。議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

1、第42条の改正に伴う引用条文の改正で、第37条第1項であります。

2、「保育内容に関する支援」において確保しなければならない連携施設種別について、町長が認めるときは保育所、幼稚園又は認定こども園に加えて、一部小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者まで拡大する改正、及び項ずれによる所要の改正で、これは第42条関係であります。

3、代替保育において確保しなければならない連携施設について、町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないこととができる要件の追加で、これは第42条関係であります。

4、連携施設を確保しないことができる経過措置期間の5年延長で、これは附則第5条であります。

5、施行日は令和7年4月1日になります。以上が議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第11. 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 提案理由についてご説明いたします。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育連携に関する見直し及び経過措置の延長、管理栄養士資格取得要件の変更、並びに所要の改正を行なう必要があるため提案いたします。

議案第13号の資料をご覧ください。議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

1、「保育内容に関する支援」において確保しなければならない連携施設種別について、町長が認めるときは、保育所、幼稚園又は認定こども園に加えて、一部小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者まで拡大する改正、及び項ずれなど所要の改正で第6条関係であります。

2、代替保育において確保しなければならない連携施設について、町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないこととができる要件の追加で、第6条関係であります。

3、連携施設を確保しないことができる経過措置期間の5年延長し、附則第3条であります。

4、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能になることに伴い、献血指導等において必要となる資格要件に栄養士のほか管理栄養士を追加する改正で、第16条であります。

5、施行日は令和7年4月1日になります。以上が議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第12. 議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それでは議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。提案理由については、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえた上での改正となります。今回の改正は、第1条で南風原町職員の給与に関する条例の一部改正及び第2条で南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正となっております。

1点目に、管理職員が平日深夜、週休日又は休日等における災害対応等の勤務に対して支給する手当として、管理職員特別勤務手当を新設する改正となります。

2点目に扶養手当については、令和7年度から令和8年度にかけて、配偶者に係る手当の引下げ及び廃止並びに子に係る手当額の段階的に引上げる改正となります。

3点目に、通勤手当については、通勤距離に応じて支給する従来の通勤手当に加え、高速自動車道の利用料金を支給する改正、及び同手当の支給限度額を15万円にする改正となります。

4点目に、住居手当については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、新たに住居手当を支給する改正となります。

5点目に、行政職給料表については3級以上の各級の初号給を引上げる改正となります。附則にて、実施

時期及び各種手当に関する経過措置等について規定しています。以上が議案第14号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 今、住居手当のほうがありましたけれども、ここに書かれては、明記はされていないようですが、確認ですけれども、会計年度任用職員は含まれているか含まれていないか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それではお答えいたします。会計年度任用職員への住居手当は含まれておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第13. 議案第15号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第15号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第15号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それでは議案第15号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律において懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて新たに拘禁刑の創設に伴い、条例中の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものです。令和7年6月1日から施行となります。以上が議案第15

号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第15号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第14. 議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。提案理由については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援

対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定等の改正となります。今回の改正は、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、育児等を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」の育児を行う職員から「未就学児」の育児を行う職員とする改正、及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、並びに利用しやすい勤務環境の整備を行うための改正となります。令和7年4月1日から施行となります。以上が議案第16号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第15. 議案第17号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第17号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第17号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは議案第17号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条項を改めるものです。条例第17条で引用している法律の条項を改める改正内容で、令和7年4月1日から施行となります。以上が議案第17号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第17号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第17号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第16. 議案第18号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 議案第18号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第18号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 議案第18号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明します。今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条項を改めるものです。南風原町職員の定年年齢引上

げに伴う関係条例の整備等に関する条例附則、見出し(南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条で引用している法律の条項を改める改正内容で、令和7年4月1日から施行となります。以上が議案第18号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第18号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第18号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第17. 議案第19号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 議案第19号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第19号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第19号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する

条例について概要を説明します。今回の改正は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されたため、条例第2条の用語の定義で引用している法律の条項を改める改正内容となっています。以上が議案第19号についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第19号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第18. 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。お手元に令和7年度の事業計画書を配付して

おります。これはさきの沖縄県町村土地開発公社の理事会で承認された計画書となっております。南風原支社におきましては、令和7年度は事業を予定していないことから記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告といたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

## 日程第19. 決議第1号 議員派遣の件について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 決議第1号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議システムの保存のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、提案のとおり派遣することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午前11時48分）